

# 新型インフルエンザ等対策に関する 業務計画

平成27年3月23日

一般社団法人福岡県LPガス協会

# 目 次

## 第1章 総則

1. 目的
2. 基本方針
3. 被害の想定
4. 用語の定義

## 第2章 対策の実施体制

1. 体制整備
2. 対策本部の設置
3. 対策本部長
4. 構成員
5. 対策本部長等の任務
6. 情報収集及び共有体制
7. 対策本部の解散
8. 関係機関との連携

## 第3章 対策に関する事項

1. 業務内容
2. 実施方法
3. 人員計画

## 第4章 その他

1. 教育及び訓練
2. 計画の見直し

## 第1章 総則

### (計画の目的)

第1条 この計画は、新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号、以下「特措法」という。)第9条第1項の規定に基づき、一般社団法人福岡県LPガス協会(以下、「協会」という。)における新型インフルエンザ等対策を実施する対策の内容、方法、体制等を定め、もって新型インフルエンザ等対策の円滑かつ適切な遂行に資する事を目的とする。

### (基本方針)

第2条 協会はLPガス販売供給事業の組織として公共性に鑑み、その業務に関して本計画に基づき、国及び地方公共団体その他の機関と相互に協力し、県民生活及び経済に及ぼす影響が最小となるよう、県民の協力を得つつ、会員たる事業従事者等の健康を配慮したうえ、可能な限りのLPガス供給の確保を維持し、新型インフルエンザ等対策の的確かつ迅速な実施に万全を期するものとする。

### (被害の想定)

第3条 本計画の想定は、福岡県新型インフルエンザ等対策行動計画に基づく想定どおり、全人口の25%の発病率で、致死率が0.53~2%、従業員の欠勤率が家族の看病等の理由も含め、40%程度に達した場合とする。

### (用語の定義)

第4条 本計画において使用する用語の定義は以下の通りとする。

#### (1) 新型インフルエンザ等

感染症法第6条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症及び同条第9項に規定する新感染症(全国的かつ急速なまん延のおそれのあるものに限る。)をいう。

#### (2) 新型インフルエンザ等対策

福岡県新型インフルエンザ等対策本部が設置されて廃止されるまで期間、県民の生命及び健康を保護し、並びに国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにするための措置をいう。

#### (3) 政府新型インフルエンザ等対策本部

特措法第15条第1項で設置されるもの(以下、「政府対策本部」という。)をいう。

#### (4) 福岡県新型インフルエンザ等対策本部

特措法第22条第1項で設置されるもの(以下、「県対策本部」という。)をいう。

#### (5) 指定地方公共機関

特措法第2条第5項で設置されるものをいう。

#### (6) 国民保護措置

国民保護法第2条第3号に定める国民の保護のための措置をいう。

## 第2章 対策の実施体制

### (体制整備)

第5条 本計画を実施する為以下の体制整備を図る。

- (1) 協会は、新型インフルエンザ等の発生に備え、平常時より連絡体制の整備等協会の組織の危機管理体制の整備に努める。
- (2) 協会は、会員事業者での体制の整備に必要な指示、又は助言を行う。

### (対策本部の設置)

第6条 協会は、新型インフルエンザ等が発生し、政府対策本部、並びに県対策本部が設置された場合、対応を協議するため、協会内に新型インフルエンザ等対策本部(以下、「対策本部」という。)を設置する。

### (構成員)

第7条 対策本部の構成員は、以下の通りとする。

- (1) 対策本部長は協会長がこれにあたる
- (2) 対策副本部長は副会長の中から会長が指名する。
- (3) 他構成員として、地震並びに風水害等により被害が甚大であった場合等に協会が設置する「福岡県LPガス大規模災害対策本部」の同委員をもって構成する。

### (対策本部長等の任務)

第8条 対策本部長、対策副本部長並びにその他構成員の任務は以下の通りとする。

- (1) 対策本部長は対策本部を総括する。
- (2) 対策副本部長は対策本部長を補佐し、本部長に事故あるときは本部長を代行する。
- (3) その他構成員は、対策本部の決定事項を実施し、実施状況等を対策本部へ報告する。

### (情報収集及び共有体制)

第9条 協会は、平時から国内外の新型インフルエンザ等の感染症発症情報について、国、地方公共団体等から情報を入手する体制を整備し、入手した情報は会員等へ周知する。

### (対策本部の解散)

第10条 対策本部長は、県対策本部の廃止、又は対策協議が必要ないと判断した場合は、対策本部を解散する事が出来る。

### (関係機関との連携)

第11条 協会は、平時から新型インフルエンザ対策に関する業務を実施するうえで、不可欠となる国、全国LPガス協会、地方公共団体、九州ブロックLPガス協議会等と

緊密な連絡をとるための連絡体制を確立する。

### 第3章 対策に関する事項

(業務内容)

第12条 協会及び対策本部の新型インフルエンザ等対策に係る業務は以下の通りとする。

- (1) 新型インフルエンザ等流行期に備え、L P ガス供給事業の従事者等に対し、初期感染防止のため、マスクの着用、衛生的エチケットの慣行、衛生管理用品等の備蓄に努めるよう喚起する。
- (2) 新型インフルエンザ等まん延地域におけるL P ガスの安定的な供給体制を整備する。
- (3) L P ガス供給事業従事者等の感染状況、事業所の稼働状況、支援要員等の情報を収集し適切な対応を協議し、実施する。

(実施方法)

第13条 協会及び対策本部は、福岡県内10地区に新型インフルエンザ等対策に係る業務の実施や必要な機材設備、本人家族の感染状況も勘案したうえでの支援可能要員確保の情報収集ため、現地組織体制を整備し、迅速、且つ適切な業務を実施する。

(人員計画)

第14条 協会及び対策本部は、福岡県内10地区の支援要員の状況を把握し、感染リスクの低い配送業務を最優先とし、要請を受けた現地へ最長1週間程度をめぐりに派遣する。

### 第4章 その他

(教育及び訓練)

第15条 協会は職員に対し、平時より新型インフルエンザ等の基礎知識と感染対策、衛生的エチケットの慣行に努めるよう教育すると共に、毎年行われる福岡県が行う福岡県総合防災訓練時におけるガス供給訓練、並びに国の事業である石油ガス地域防災対応体制整備事業における中核充てん所稼働訓練と併合して新型インフルエンザ等対策の訓練を実施に努める。

(計画の見直し)

第16条 協会は適時本計画の内容について検討し、必要があると認められた時は変更するものとする。

附 則

1. この業務計画は、平成27年3月23日から実施する。